

新型コロナウイルス感染症に関するご請求時必要書類  
(陽性判明日(診断日)が2023年5月8日以降の場合)

2023年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症による給付金のお支払対象は、約款上の支払対象者(医療機関にご入院された方)となります。

ご契約内容、ご入院日数等により必要書類が異なりますので、ご請求時にお問い合わせください。

■ 診断書の提出を省略できる場合(一定の要件を満たしている場合)

必要書類

保障内容や入院日数等により、必要書類は異なります。

- 当社所定の給付金請求書
- 当社所定の入院・手術状況報告書
- 病院が発行した領収証

■ 診断書の提出を要する場合

必要書類

- 当社所定の給付金請求書
- 当社所定の診断書

ご提出いただいた書類で判断できない場合は、当社よりご連絡いたします。

書類(診断書等)の取得などにかかる費用はお客さまのご負担となりますのでご了承ください。

以 上